

4 の次に次のように記す。

5 出資によらずに対象事業活動の支援を行う対象事業活動支援団体に關する事項

機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体が出資によらずに対象事業活動に対する支援を行う場合、機構及び当該対象事業活動支援団体は、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 対象事業活動の支援の内容が満たすべき事項

当該対象事業活動支援団体は、対象事業活動に対する支援を行うに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

- ① 対象事業活動の課題解決等に資する支援
対象事業活動が当該対象事業活動支援団体による支援を受けることによって、当該対象事業活動を行う上での課題の解決及びノウハウの蓄積に資するものであり、かつ、対象事業活動に係る健全な市場の成長発展に資するものであること。

- ② 長期収益性の確保
個々の対象事業活動の安定的な成長発展を支援しつつ、効率的かつ効果的に支援を行うなど、長期収益性の確保に努めること。
- ③ 特定の対象事業活動に対する過度の偏重の回避

当該対象事業活動支援団体による支援が、多数の意欲のある農林漁業者の新たな価値を創造する取組を促進するものとなるよう、特定の対象事業者に着しく偏ることのないように行われるものであること。

- ④ 農林漁業者等の意向の尊重
多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展を確保するため、地域の実情を把握し、事業効果をその地域を中心として農林漁業全体に広げる観点から農林漁業者その他の関係者の意向を尊重すること。

- ⑤ 運用の透明性
個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努め、農林漁業者その他の関係者に対する説明を行うとともに、当該対象事業活動支援団体に出资する民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

⑥ 関係施策等との連携

総合化事業計画の認定に関する支援施策との連携を図るほか、農林水産物及び食品の輸出促進その他の農山漁村の活性化に関連する施策とも連携を図ることにより、これらの施策効果が最大限発揮されるよう配慮すること。

- ⑦ 東日本大震災からの復興への配慮
東日本大震災からの農林漁業の復興に向けて被災地域等において行われる対象事業活動の推進に配慮すること。
- ⑧ 農林漁業者の主導性の確保
対象事業活動の実施に係る農林漁業者の主導性を確保するため、農林漁業者の意向への配慮などに努めること。

(2) 対象事業活動支援団体の選定に関する事項
機構は、次に掲げる全ての事項を満たす当該対象事業活動支援団体に対して出資するものとする。

- ① 実施体制、担当者の業務遂行能力等の観点から上記 1 及び(1)に規定する事項を遵守し、対象事業活動に対する支援を確実に実施できると認められるものであること。
- ② 民間の資金・ノウハウを十分活用するため、当該対象事業活動支援団体の出資構成について、機構及びその他の官民ファンド（以下「機構等」という。）以外の者からの出資の合計額が機構等の出資額以上となるものであること。ただし、機構等の出資額が機構等以外の者からの出資額を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

(3) 対象事業活動支援団体の監督に関する事項
機構は、次に掲げる方法により、当該支援対象事業活動支援団体が上記 1 及び(1)に規定する事項に即して対象事業活動に対する支援を行っているか否かを確認するとともに、当該支援対象事業活動支援団体に対し必要な監督を行うものとする。

- ① 業務内容の確認及び変更の届出
機構は、当該対象事業活動支援団体に対して出資を行う際に、当該対象事業活動支援団体の行う支援の業務内容を事業計画書等により確認するとともに、当該支援対象

事業活動支援団体が当該業務内容を変更した場合には、必要に応じて、その旨を届け出させるものとする。

- ② 報告の徴収等
機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該支援対象事業活動支援団体に事務の処理の状況その他の事項に関し報告をさせ、又は当該支援対象事業活動支援団体の業務及び財産の状況を検査するものとする。
- ③ 指導、勧告その他の措置等
機構は、必要に応じて、法第 21 条第 1 項第 8 号の規定による指導、勧告その他の措置を行うものとし、当該支援対象事業活動支援団体が当該措置に従わないときは、役員解任の提案その他の措置を行うものとする。

○経済産業省告示第百五十号

中小企業信用保険法（昭和十五年法律第百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年五月十六日

経済産業大臣 林 幹雄

災 害 名	地 域	指 定 の 期 間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月十五日まで
	大分県	
	鹿児島県	

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条において準用する同法第二十三条の規定に基づき調査業務の廃止を許可したので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月十六日

特許庁長官 伊藤 仁

- 一 登録番号 第七号（二）
- 二 登録調査機関の名称 パテントオンラインサーチ株式会社
- 三 廃止年月日 平成二十八年五月一日
- 四 調査業務を廃止する事業所の名称及び所在地
パテントオンラインサーチ株式会社 東京都港区六本木二丁目一丁目 1 番 1 3 号 六本木 MYビル 3 階
- 五 調査業務を廃止する区分 ハ（アミューズメント）

○農林水産省告示第百九十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年五月十六日

農林水産大臣 森山 裕

表北海道の項中「新おたる農業協同組合」を削り、「豊頃町農業協同組合」を「豊頃町農業協同組合」に改める。

○特許庁告示第十一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の八の規定に基づき、次のとおり特定登録調査機関の先行技術調査業務を廃止する届出があつたため、同法第三十九条の十の規定に基づき公示する。

平成二十八年五月十六日

特許庁長官 伊藤 仁

- 一 登録番号 第三号（二）
- 二 特定登録調査機関の名称 パテントオンラインサーチ株式会社
- 三 廃止年月日 平成二十八年五月一日
- 四 先行技術調査業務を廃止する事業所の名称及び所在地
パテントオンラインサーチ株式会社 東京都港区六本木二丁目一丁目 1 番 1 3 号 六本木 MYビル 3 階
- 五 先行技術調査業務を廃止する区分 ハ（アミューズメント）